

資料3
三木委員提出資料

ひとり親家庭への支援 ～戸田市～

H25. 6. 7

1. 戸田市の紹介



＜東京都と隣接した、利便性の高い市＞

- 東京都心から約20kmの距離
- 面積は約18km² (新宿区とほぼ同じ)
- 5市2区と隣接
- JRで新宿へ約20分
(JR埼京線3駅を有する)
- 車で都心環状線へ約30分
(首都高速、東京外環道路が走る)

＜人口＞

128,345人 (H25.4.1現在)

大型マンションの増加等により、今後も増加を続ける見込み

2. 戸田市の子育て支援

☆平均年齢39.13歳(H25.4.1現在) → 県内で1,2位を争う若さ

☆合計特殊出生率1.42(H23年) → 国(1.39)、県(1.28)と比べて高い率



子育て家庭の割合が多いため、子育て支援を重点施策として推進

H20年4月の組織改正により「こども青少年部」を設置

- 産前産後支援ヘルプサービス … 家事・育児手伝い等のヘルパー派遣
- 地域子育て支援拠点 … 市内18カ所
- ショートステイ・トワイライトステイ
- 家庭児童相談員の配置 … 相談員6名及び巡回相談員2名
- こども医療費の拡充 … 0歳～中学卒業まで全額助成 等、戸田市独自の施策を持つ。

平成19年度 地域子育て応援タウン認定市町村

戸田市



地域子育て応援タウン認定要件の整備状況

- 子育ての総合支援窓口
平成17年4月設置
(市役所子ども家庭課)
- 地域子育て支援拠点
9か所
(対中学校区 9か所/6区)
- 市町村子育て支援ネットワーク
平成18年7月活動開始
(市内23機関参加)

セールスポイント

子育て家庭の「困った」に応える

出産しても安心サービス

(妊娠中から産後6か月までの家事・育児を支援く家事支援サービス)

みんなで集めた子育て情報

(市民の編集による子育て応援ブックの発行)

残業しても安心サポート

(トワイライト事業で夜10時まで児童を一時預かり)

隣近所に子育て拠点

(学童クラブ施設の活用などにより、子育て支援拠点をきめ細かく設置)



放課後児童クラブを活用した市独自の子育て支援拠点



子育て応援ブックには、親子で楽しめる公園情報も満載

埼玉県が平成19年度から認定
《第1回認定を受ける(2市2町)》

認定要件の他に、
特徴のある取り組みとして

- ・産前産後支援ヘルプサービス事業
- ・子育て情報誌
- ・トワイライトステイ事業
- ・地域子育て支援拠点をきめ細かく設置
(中学校区6に対して現在は18か所)
- ・家庭児童相談員6名配置

2. 戸田市の子育て支援 ～主な関連組織～

- こども青少年部

こども家庭課	医療・手当、子育て支援事業、相談事業など
保育幼稚園課	保育所入所、家庭保育室、幼稚園補助金など
児童青少年課	学童保育室、児童センター、青少年育成など

- 福祉部

障害福祉課	医療・手当、手帳交付、相談支援、障害児サービス支給決定など
福祉保健センター	妊婦保健事業、乳幼児健診、相談事業など
生活支援課	生活保護、住宅手当、生活困窮者の相談など

- 教育委員会事務局

教育総務課	入学準備金・奨学資金貸付など
指導課	教育センター（教育相談）など
学務課	就学援助、通学区域、学校保健、児童生徒の転入・転出事務など

3.ひとり親家庭支援の現状

◆ひとり親家庭世帯数（H22年国勢調査より）

戸田市：総数 54,149世帯、
母子世帯 765世帯、父子世帯 146世帯
（他の世帯員がいる世帯を含む）

国：総数 51,842,307世帯、
母子世帯 755,972世帯、父子世帯 88,689世帯

※「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯
（他の世帯員がいないもの）」世帯数

3.ひとり親家庭支援の現状

◆戸田市のひとり親家庭支援事業

経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・遺児手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成

就業支援

- ・ひとり親家庭自立支援給付金
(教育訓練給付金・高等技能訓練促進費)
- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・母子自立支援員の配置
- ・母子自立支援プログラム策定事業

3.ひとり親家庭等支援の現状

◆戸田市のひとり親家庭支援事業

子育て・生活支援

- ・子育て短期支援事業（ひとり親家庭に限らない事業）
 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
- ・母子生活支援施設への入所
- ・ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成
- ・高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業
- ・保育所入所への配慮
- ・生活・子育てに関する相談
 こども家庭相談センター（家庭児童相談員による相談）など

3-①. 児童扶養手当

		H20年度		H21年度	
支給区分		件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
全部支給		3,988	166,379,360	3,925	163,751,000
一部支給		4,036	119,113,770	4,248	122,345,980
加算分	2子加算	3,158	15,790,000	3,182	15,910,000
	3子以降加算	775	2,325,000	905	2,715,000
合計		8,024	303,608,130	8,173	304,721,980

※加算分の件数は全部支給、一部支給の内、該当件数を掲載しています。

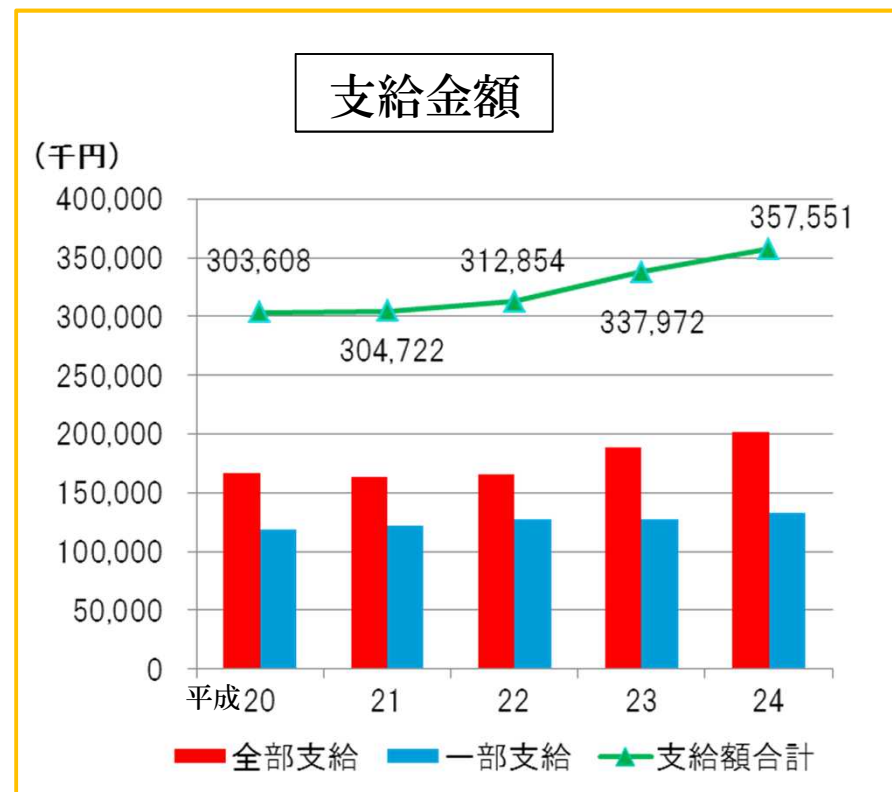
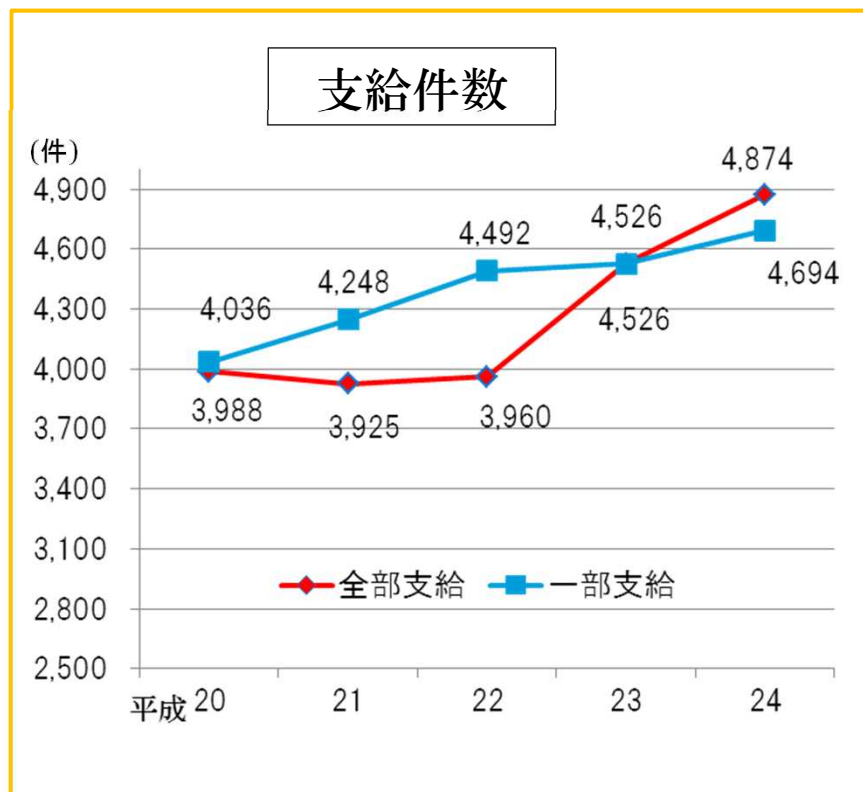
		H22年度		H23年度		H24年度	
支給区分		件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
全部支給		3,960	165,211,200	4,526	188,305,880	4,874	202,127,920
一部支給		4,492	127,637,380	4,526	127,668,730	4,694	133,074,110
加算分	2子加算	3,392	16,960,000	3,704	18,520,000	3,787	18,935,000
	3子以降加算	1,015	3,045,000	1,159	3,477,000	1,138	3,414,000
合計		8,452	312,853,580	9,052	337,971,610	9,568	357,551,030

※戸田市児童育成手当の創設

H21年度、父子家庭への支援を目的として創設（施行日H22年2月）

H22年度、国の制度改正により父子家庭への支援が開始されたため、廃止

【児童扶養手当の支給件数・金額の推移】

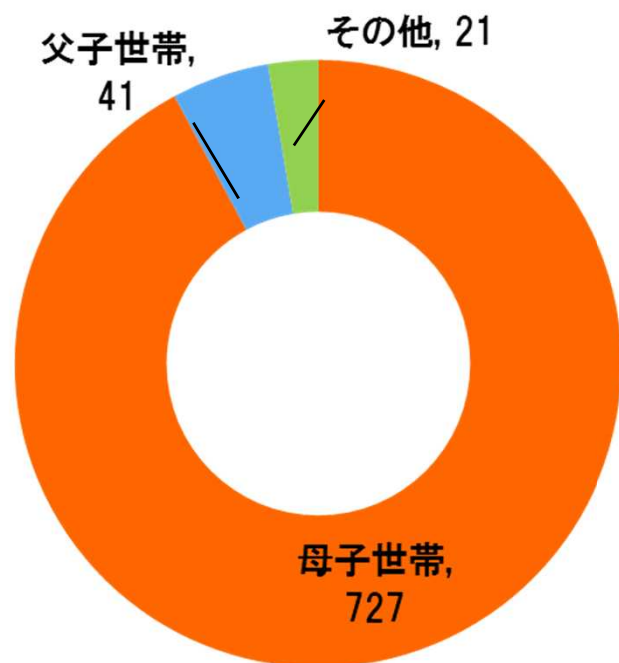


当初、一部支給の件数が上回っていたが、H23年を境に逆転した。
 全部支給の件数が伸びたことにより、支給金額が増加した。
 なお、H22年から、父子家庭への支給が開始されている。

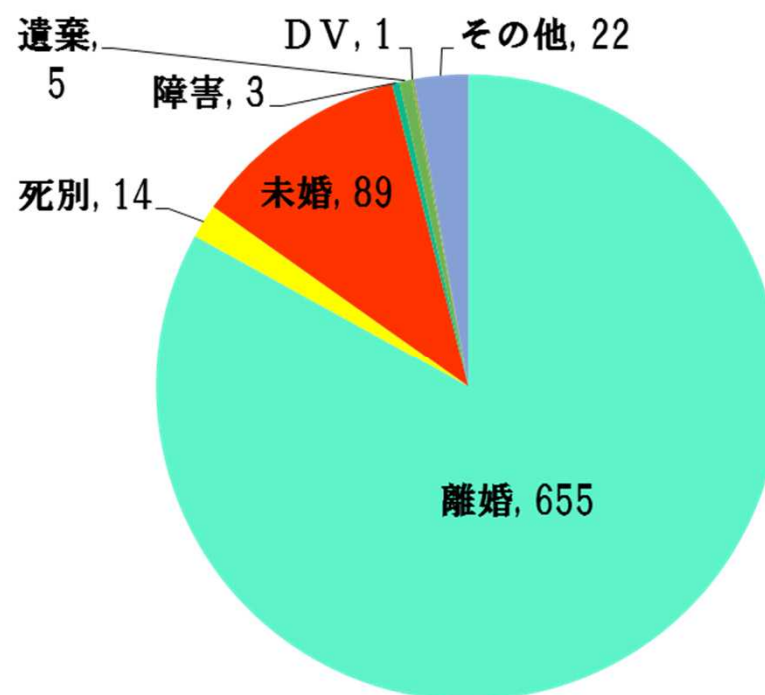
児童扶養手当の受給状況内訳(H25.4現在)

受給者数は789人。なお、全部停止者数は100人

受給者の世帯分類(単位:人)



受給事由(単位:人)



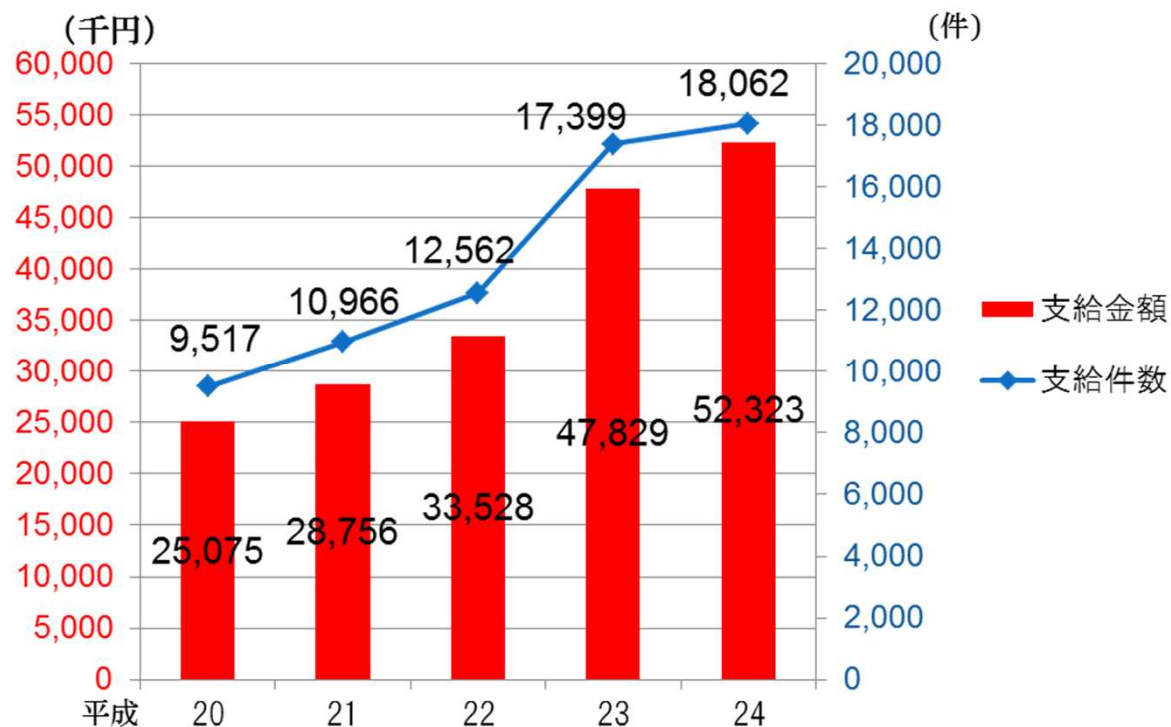
3-②. ひとり親家庭等医療費助成

区分	平成20年度		平成21年度	
	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
父母等	5,381	15,959,327	6,007	17,695,895
児童	4,136	8,966,242	4,959	11,060,290
合計	9,517	24,925,569	10,966	28,756,185

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
父母等	7,037	21,192,887	9,602	29,676,056	10,365	34,081,022
児童	5,525	12,335,414	7,797	18,152,894	7,697	18,241,538
合計	12,562	33,528,301	17,399	47,828,950	18,062	52,322,560

保険診療一部負担金と入院時食事療養費の全額助成をおこなっている。
H22年9月から、受給資格者証の提示により、市内（隣接の蕨市を含む）の医療機関で窓口負担なし。

【ひとり親家庭等医療費支給件数・金額の推移】



H22年9月診療分から、受給資格者証の提示により、市内（隣接の蕨市を含む）の医療機関で現物給付（窓口負担なし）を開始し、H22年-H23年の間で支給件数が増加した。

3 — ③. 高等技能訓練促進費

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	1	5	9	8	7
支給額(千円)	1,410	5,267	8,444	8,429	7,665
内容	准看護師	准看護師 1名卒業就職	正・准看護師、 介護福祉士、 保育士、 社会福祉士 3名卒業就職	正・准看護師、 介護福祉士、 保育士、 社会福祉士 4名卒業就職	正・准看護師、 保育士、 社会福祉士、 2名卒業予定

3－④.就業支援

- 「母子自立支援員兼母子自立支援プログラム策定委員」を設置（H23年10月）
家庭児童相談員 6 名が兼務
平成 2 4 年度延べ相談件数 2 6 0 件うち就労相談が 5 9 件
- 「福祉から就労」における協定を川口公共職業安定所と締結
※「生活保護受給者等就労自立促進事業」（平成 2 5 年度より）
戸田市の児童扶養手当受給世帯 7 8 9 件（平成 2 5 年 4 月末現在）
生活保護受給母子世帯 1 0 7 件（ ” ” ）

<実績>

H23年度に1件、H24年度に5件の利用があり、就労に結び付いた。

<利点>

具体的に利用者の状況を把握したうえでハローワークの支援が実施されるので、より現実的な求職活動ができる。

相談していくなかで、職業訓練や資格講座受講などの他の支援とつながる。

3－④.就業支援

- 母子自立支援員
家庭児童相談員 6 名が兼務
家庭全般の相談、生活の安定を図る相談支援をする中で、就業へと働きかけている。
 - 母子家庭等日常生活支援事業
生活支援の位置づけであり、実績数も少ないが、相談業務の中でメニューの一つとしても利用
- <実績>
H23年度に 3 件、H24年度に 1 件の利用
- <他機関との連携>
- ふるさとハローワーク（国との共同運営）
市役所 1 階に設置されており、画面検索、相談ができる。
ひとり親の方の利用もある。
 - 母子福祉センター（県設置）主に貸付金の相談

保育の状況

保育園

- 認可保育所（公立8園、私立13園）
 保育所の新設（H23年2園、H24年1園、H25年2園の民間保育所を開設）
- 認可外保育室（市内17か所、市外8か所）
 家庭保育室保育料軽減事業
- 一時保育、一時預かり（保育所型9か所、地域密着型1か所）
- 病児・病後児保育（2か所）
- 休日保育（1か所）

その他の保育サービス

- 学童保育室 各小学校敷地内に設置（12校に22室）
- ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会に委託）
- 緊急サポート事業（緊急サポートセンター埼玉に委託）
- トワイライトステイ事業、ショートステイ事業

3－⑤.母子生活支援施設

むつみ荘 20世帯 }
小規模分園型（サテライト）5世帯 } 社会福祉法人むつみ会（S57年4月開所）

<入所者について>

市が定期面談、施設と処遇を検討し、支援を実施

DV避難や精神疾患などの問題を抱えているケースも多いため、まずは生活の安定・養育支援・母子関係の調整・傷病の治療等を目的とし、最終的に経済的自立をさせる。

「福祉から就労」により就労が決定し、退所に至った例も（2件）ある。

<施設側の取り組み>

- ・ボランティアによる入所児童への学習支援
- ・心理士による母子面接
- ・トワイライトステイ事業
- ・一時預かり事業
- ・母子家庭食育サポート事業
- ・戸田市母子寡婦福祉会との協働事業
- ・保育機能強化事業

など

3－⑥. 母子寡婦福祉貸付金

H23年度	…	14件（修学、就学支度金）	※申請は10件
H24年度	…	6件（修学、就学支度金）	※申請は18件

《参考》 その他教育資金等

- ・ 就学援助
- ・ 入学準備金貸付制度
- ・ 奨学資金貸付制度
- ・ 海外留学奨学制度
- ・ 外国人学校児童生徒保護者助成金制度 など

3－⑦. 戸田市母子寡婦福祉会

- ・ 母子家庭等交流・生活支援モデル事業
県からの委託事業。H23～H25
会員等を問わず地域での交流事業を実施。
市の協力として参加者向けにひとり親支援制度の講座を実施。

3－⑧. 各支援事業の周知

- 子育て応援ブックの配布
→関連部署の、子ども関連の制度等を集約し作成。出生や転入時に配布
- 広報
→毎年5月に制度案内を掲載。10月に特集記事
お知らせは、その都度掲載
- 市HP
→関連部署の情報を集約した「子育てのページ」を作成
- 子育て情報ラックの設置 市庁舎、子育て支援センターなど
- 広場等巡回相談、乳幼児健診時に制度・事業の案内
- 児童扶養手当の現況届通知に、福祉から就労支援事業の案内文を入れる。
(通常月1回の日曜開庁、現況時には2回開庁)

4. 課題

- 各事業の低い利用率
 - 他の子育て支援と同様に周知するよりも、制度を必要としている人への効果的な周知方法を検討する必要がある。
- 就業支援の難しさ
 - 働く意欲があっても、条件などにより就労に結びつかない。
また、就労意欲のない方への取り組みが難しい。

<社会的な課題>… 制度の充実だけでなく、雇用面など多方面の調整が必要

- 母子家庭の収入はそもそも低い。1人で子育てをするため、就ける仕事に限られてくる（非正規雇用など）。
- 母子家庭に至る状況が様々であり、未婚や若年出産、DV、精神疾患、子の発達障害など、就労支援以前に解決せねばならない問題を持っている場合が多い。
そのような人は、就労できたとしても、長続きしないことが多い。

<養育費に関して>

- 離婚に際して、養育費が請求できるという知識が不足
- 養育費に関する話し合いがなかったり、手続きが大変とっていたりする。
どうせ支払えない、子どもに会わせたくないなど、感情的になっていることもある。

5. 今後の支援に向けて

<ニーズに合った施策に>

制度・メニューはあるが、利用したいという家庭に情報等が届いているのか。
内容を充実させるとともに、利用しやすい制度にする必要がある。

<必要な支援のコーディネート>

ひとり親家庭の自立のためには、子育て支援全般と、母子・父子家庭として支援される制度のすべてから、各々の状況に合ったものをマッチングしていく必要がある。

- 該当者が自らマッチングを行うことは難しい場合が多い。
- 総合的にコーディネートするシステムが必要ではないか。
(人・組織→ 母子自立支援員、母子寡婦福祉会など)

<よりわかりやすく>

重複している制度や、申請・相談窓口の見直しを図る必要がある。